

帝塚山小学校 いじめ防止基本方針

令和6年度

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人ひとりに「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取り組みを進めることにより、学校生活の中で児童が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

Ⅰ いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

（２）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
いじめの加害児童・被害児童は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするだけではなく、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取り組みを行う。
- 「些細なこと」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめ防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題対策委員会なる組織を設置する。

(2) いじめ問題対策委員会の構成員

校長、教頭、道徳科主任、養護教諭、人権委員、当該学年担当者と構成し、オブザーバーとしてスクールカウンセラーを加える。また、その他、委員が必要と認めた者も含めることとする。

(3) いじめ問題対策委員会の役割

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることは当然である。そのために行うことは、以下の通りである。

(ア) 本校のいじめ防止基本方針の見直しを行う。

(イ) いじめ基本方針を公開する(HP)。

(ウ) スクールカウンセラーと連携を通し、支援や指導に関わるケース会議を必要に応じて実施する。

(エ) いじめがあったという疑いの生じた時点での聴き取りを(複数で)行う。

(オ) 聴き取り後の対応についての会議を開く。

(「誰が」「どのように」「どの期間」「どの頻度で」見守るのか「いつまで継続するのか」)

(カ) 加害側にあたる児童がいれば指導・その保護者には事実を伝え、助言する。

被害側にあたる児童がいれば、児童とその保護者へ見守りと支援を行う。

(キ) 中学年になる3年生を対象としたいじめに関する出張授業を計画・立案・実施する。

(ク) 職員向けの研修会を開催。法律について学び、常に現在行っている対応策が妥当であるか見直す機会を持つ。

3 いじめの問題への取り組み

(1) 未然防止

いじめの問題への取り組みは、多くの児童が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取り組みや、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取り組みの限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりしていることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で接し、被害加害を問わず保護者との連携を密にして指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の時間（年間 30 日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は学園本部に連絡をとり、速やかに奈良県知事に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い、事態の解決にあたる。尚、いじめ問題対策委員会は、人権委員会の委員が兼任し、管理職も加わることとする。また、スクールカウンセラーも、オブザーバーとして事態への対応にあたることとする。なお、事態によっては、県知事が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、広く学校外の意見にも耳を傾けるようにする。専門家による出張授業を通していじめに対する児童の認識を深め、いじめを許さない学校づくりの体制を更に強化する。また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

<平成 26 年 4 月 1 日策定>

<令和 2 年 7 月 31 日改訂>

<令和 4 年 4 月 1 日改訂>

<令和 5 年 4 月 1 日改訂>

<令和 6 年 8 月 1 日改訂>

《令和 6 年度 いじめ防止への取り組み》

（1）STANDBY アプリの活用

- ① 匿名でのいじめ報告・相談アプリを全学年に導入し、いじめを見つけた子どもやいじめに苦しんでいる子どものために、いつでもどこでも報告・相談できる環境を整える。
- ② いじめの早期発見や情報共有を円滑にして、組織的な対応を迅速に実現する。
- ③ アプリを導入することにより、いじめ行為を減少させる抑止効果を持たせる。

（2）人権について考える

- ① 一人ひとりには人権があり、それが守られることによって、安心して学校生活をおくることができる。いじめは絶対に許さないという気持ちで、SC（スクールカウンセラー）とも連携をとりながら全職員が心を一つにして取り組んでいく。
- ② 各学期に共通の課題を決め、全学年で考え、話し合う機会を持つこととする。道徳の授業で、教科書の必須教材、または選択教材を使った学びの場をこれにあてる。他に適切と考えられる教材を教科書以外から選ぶこともある。そして、全学年で取り組む様子や内容をホームページや学校だよりで保護者にお知らせする。

【1 学期テーマ】 安全・安心である学校生活

【2 学期テーマ】 お互いを認め合う帝塚山小学校

【3 学期テーマ】 いじめを許さない帝塚山小学校

(3) いじめアンケートの実施

① 実施方法

- ・ アンケート素案を人権委員会が作成後、職員会議で検討する。
- ・ アンケート実施後、児童全員に担任が事実関係の聴き取りを行う。
- ・ その内容をまとめて、アンケートとともに人権委員会に提出する。
- ・ 人権委員会で内容を精査し、担任、担当者で対応する事案と人権委員会で対応する事案に区別し、教職員に通知する。
- ・ 人権委員会で対応する事案に関しては、「いじめ防止基本方針」に則り、SCにも相談しながら慎重に対応する。

② 実施

- ・ 年間に2回のアンケートを実施して全員に聴き取りを行い、それぞれに対応していく。
5月28日(火) 実施済み 10月17日(木) 実施予定
- ・ 上記の聴き取りに加え、年度末までに個別面談を行う。これまでの対応後の様子や、現在困っていることがないかを担任が児童に聴き取り、学年のまとめの時期となる学校生活を、安心しておくことができるようにする。

③保護者への結果通知

すべての事案の対応を終えた後、アンケートの内容と学校の対応について校長だより等で伝える。

(4) 全職員による情報の共有

- ① 「いじめ」にかかわる行動や言動を、全職員が日頃から目を配り、職員会議等で報告して情報の共有を図る。
- ② 「いじめ」にかかわる児童の訴えがあった場合は、人権委員、または管理職に報告し、速やかに対応にあたる。

(5) 再発防止のための対応

一旦解決に至ったと思われる事案でも、その後も担任だけでなく全職員で当該児童について見守りを続け、情報を定期的に人権委員会へ報告する。

いじめが起こった場合の組織的な流れ

